

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、医療会社健和会、社会福祉会社大和清寿会、株式会社ライフエール(以下「奈良東病院グループ」という)の役員及び社員に対し、職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントを防止するために、役員及び社員が遵守すべき事項及び雇用管理上の措置等を定める。

(定義)

第2条 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の社員の対応等により当該社員の労働条件に関して不利益を与え、又は性的な言動により他の社員の就業環境を害することをいう。

2 前項において「他の社員」には、直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての社員を含むものとする。

3 パワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対し、職務上の地位、人間関係等の職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え又は職場環境を悪化させる行為をいう。

4 前項において、「職場内の優位性」には、上司以外であっても先輩後輩関係等の人間関係により、相手に対して実質的に影響力を持つ場合又はキャリア・技能に差のある同僚若しくは部下が実質的に影響力を持つ場合を含み、「業務の適正な範囲を超えて」とは、業務上の必要がない場合、及び業務との関係を有するものの、表現、回数、態様等が通常必要とされる範囲を超えている場合をいう。

5 第1項及び第3項において「職場」とは、勤務部署のみならず、社員が業務を遂行するすべての場所（就業時間内に限らず実質的に職場の延長とみなされる場所を含む。）をいう。

6 この規程の適用を受ける社員には、名称のいかんを問わず会社に雇用されているすべての労働者及び派遣労働者を含むものとする。

(禁止行為)

第3条 すべての社員は、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- (2) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- (3) わいせつ図画の閲覧、配付及び掲示
- (4) うわさの流布
- (5) 不必要な身体への接触
- (6) プライバシーの侵害
- (7) 性的な言動により、他の社員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (8) 交際・性的関係の強要
- (9) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った社員に対する解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- (10) その他前各号に準ずる行為

2 すべての社員は、職場内において前条第3項の規定に該当する行為をしてはならない。

3 上司は、部下である社員がパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(懲戒)

第4条 前条に規定する禁止行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則又はパート就業規則の定めるところにより、社長は懲戒処分を行う。

(相談窓口の設置)

第5条 セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口を本部に置く。

2 相談窓口の業務は、次のとおりとする。

(1) セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する苦情・相談の受付け

(2) 前号の苦情・相談事案の事実関係の確認

3 相談窓口の業務は、総務課において処理する。

(相談及び苦情への対応)

第6条 相談窓口は、相談者からの事実を確認した後、社長に報告する。この場合において、相談者の人権に配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者及び上司並びに他の社員等に事実関係を聴取する。

2 前項の聴取を求められた者は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

3 セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの被害者に限らず、すべての社員はセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談及び苦情を相談窓口に応じ出ることが出来る。

4 社長は、第1項の報告があったときは、問題解決のための措置として、第4条による懲戒処分その他、行為者の配置転換等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

(プライバシーの保護)

第7条 相談及び苦情への対応に当たっては、相談及び苦情を申し出た社員その他の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 社員は、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談及び苦情を申し出、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(再発防止の義務)

第9条 社長は、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの事案が生じたときは、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

<附則>

この規程は、平成26年 4月 1日より実施する。

平成29年 1月 1日一部改正

平成30年 9月 1日一部改正